

呉市耐震改修促進計画（第3期計画）の計画期間の延長について

1 趣旨

建築物の耐震化の現状を明らかにするとともに、耐震性を有しない建築物の耐震化の促進を図ることにより、災害に強いまちづくりを進めていくために策定した「呉市耐震改修促進計画（第3期計画）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで。以下「第3期計画」といいます。）の計画期間が令和7年度で満了することから、令和7年8月に開会した産業建設委員会において、次期計画となる「呉市耐震改修促進計画（第4期計画）」（計画期間：令和8年度から令和12年度まで。以下「第4期計画」といいます。）の策定に着手する旨の行政報告を行いました。

市町村は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項の規定により、「都道府県耐震改修促進計画」に基づき「市町村耐震改修促進計画」を策定するよう努めることとされています。

この度、広島県が、「広島県耐震改修促進計画（第4期計画）」（計画予定期間：令和8年度から令和12年度まで）の策定スケジュールを見直すとともに、「広島県耐震改修促進計画（第3期計画）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）の終期を令和8年8月に延長する予定としました。これを踏まえ、呉市においても第4期計画の策定スケジュールを見直すとともに、第3期計画の計画期間を延長するものです。

2 第3期計画の計画期間の延長

第3期計画の計画期間の終期を、第4期計画の策定予定時期を踏まえ、現行の「令和8年3月」から「令和8年8月」に変更します（広島県の策定スケジュールとの整合を取ります。）。

なお、広島県からは「広島県耐震改修促進計画（第4期計画）」の策定時期及び「広島県耐震改修促進計画（第3期計画）」の延長期間は、予定として示されており、更に策定時期が変更される可能性があります。その場合、再度、第3期計画の計画期間を広島県の策定スケジュールに合わせて変更する予定です。

3 第4期計画の策定スケジュール（予定）

※広島県耐震改修促進計画（第4期計画）の策定期間により変更の可能性があります。

	令和7年度							令和8年度							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
議会	●行政報告 (第4期計画の 策定について)						●行政報告 (第3期計画の 延長について)			●行政報告 (第4期計画(素案) について)			●行政報告 (第4期計画(案) について)		
第4期計画 の策定	現状分析									パブリック コメント					
	第4期計画(素案)作成											最終案作成		策定	